

お客様各位

【2020年12月15日予約分から有効】

このたびは当店をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
ご予約をいただきましたご宿泊先の取消料に関しまして、下記のとおりご案内申し上げます。

＜ご宿泊先＞

3228-019	市川別館 晴観荘
----------	----------

＜取消料＞

●別紙宿泊約款をご参照ください。

＜連泊予約における「全部」取消規定＞

●連泊予約において、全ての宿泊日を同時に取消した場合の取消料規定については、
お問合せください。

＜連泊予約における「一部宿泊数」取消規定＞

●連泊予約において、一部の宿泊日を取消した場合の取消料規定については、お問合せください。

＜一部人員減少における取消料規定＞

●複数人数の予約において、一部人員減少が発生した場合の取消料規定については、
お問合せください。

＜お願い＞

ご到着時間が20時を超える場合は、必ずご宿泊先にご連絡いただきますようお願いいたします。
ご連絡がない場合は、宿泊施設で以下の取扱いをさせていただきますので、ご注意ください。

※ご連絡がない場合は他のお客様に販売する場合もあります。

【取扱店】

宿泊約款

(通用規則)

第1条 当荘が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款の定めのない条項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

当荘が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に異なりらず、その約款が優先するものとする。

(宿泊契約の申し込み)

第2条 当荘に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当荘に申し出でなければなりません。

(1) 宿泊者名 (2) 宿泊日及び到着時刻 (3) 宿泊料金 (4) その他の必要な事項

宿泊者が、宿泊中に次の(2)宿泊日を越えて宿泊の延長を申し入れた場合、当荘は、その申し出が出来た時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約解約の拒否)

第3条 当荘は次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき (2) 調査(異)により客室の余裕がないとき (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序やしきは善良の風俗に反する行為をするとき (4) 宿泊しようとする者が、伝統学者であると明らかに認められるとき (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき (6) 天災、事故の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき (7) 宿泊しようとする者又は同行者が暴力団、暴力団員、暴力団体又はその関係者、その他の社会的勢力であることが判明したとき。

(当荘の契約解除権)

第4条 当荘は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。

(1) 宿泊者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序やしきは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行行為をしたと認められるとき (2) 宿泊者が伝染病であるとみとめられるとき (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき (5) 宿室での寝たばこ、消防用放送等に付するいたずら、その他の特約が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に從わないとき (6) 宿泊しようとする者又は同行者が暴力団、暴力団員、暴力団体又はその関係者、その他の社会的勢力であることが判明したとき。

当荘が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊者がいまだ金を受け取っていない宿泊サービス等の料金はいただけません。

(宿泊の登録)

第5条 宿泊者は、宿泊日当日、当荘のフロントにおいて、次の事項を登録して貰います。(1) 宿泊者の氏名、年令、性別、住所及び職業 (2) 外国人登録証明書

にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日 (3) 出発日及び出発予定時刻 (4) その他の必要な事項

第6条 宿泊者が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、予め、前項の登録時にそれらを示していただきます。

(予約の解約)

第7条 当荘は、宿泊予約の申し込み者が、宿泊予約全削又は一部を解除した時は、次に掲げるところにより、違約金を申し受けます。但し、団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の1日、日割(その日より後)に申し込みを引き受けた場合は、その引き受けた日における宿泊人数の10%にあたる人数については、違約金をいただけません。

(1) 一般客 イ:宿泊日の前日又は二日前に解除した場合、宿泊者一人につき、その宿泊第一日目の宿泊料金の50% ロ:宿泊当日に解除した場合、一人につきその宿泊第一日目の100%

(2) 団体客 イ:宿泊日の13日前から宿泊日の7日前の日に解除した場合、宿泊者一人につき、その宿泊第一日目の宿泊料金の20% ロ:宿泊日の6日前から宿泊日の前日までに解除した場合、宿泊者一人につきその宿泊第一日の宿泊料金の50% ハ:宿泊日当日に解除した場合、宿泊者一人につきその宿泊第一日目の宿泊料金の90%

(チェックイン・アウトタイム)

第8条 宿泊者が当荘の各室に入室していただく時間は15:00とします。また、宿泊者が当荘の各室をお空きしていただく時間は10:00とします。

2 当荘は前項の規定に従わらず、前項の定める時間外の客室の使用に応じることができます。この場合には既定の追加料金を申し受けます。

(1) 午後10:00まで お一人様 宿泊料金の50%

(2) 午前1:00まで お一人様 宿泊料金の70%

(営業時間の遵守)

第9条 当荘の主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けのパンフレット、各店の表示、客室内のご案内等でご案内致します。

(1) お食事処 イ:朝食 午前7:30から開始～午前8:30開始まで ロ:昼食 毎回ご提供申し上げておりません ハ:夕食 午後5:30開始～午後9:30終了 ご宴会は原則2時間程度でお願いしております。(2) コーヒーショップ「つが」午前8:00から午前10:00まで

2 前項の時間は臨時で変更することがあります。

(料金の支払い)

第10条 料金の支払いは、日本通貨又は当荘が認めた旅行クーポン、宿泊券、クレジットカード、保養券等により、宿泊者のご出発の際又は当荘が請求した時、フロントにおいて精算を行っていただきます。

(利用規則の遵守)

第11条 当荘はお引き受けした宿泊期間中といえども、当荘利用規則に従つていただけない場合には、宿泊の総額をお断りすることがあります。

ただきます。

第12条 当荘は宿泊に関する責任は、宿泊者が当荘のフロントにおいて宿泊の登録を行ったとき又は客室に入つて時のうちいずれか早いときに決まり、宿泊者が出発の為フロントにてチェックアウトを行つたときに終ります。

(契約した客室の提供が出来ないときの取り扱い)

第13条 当荘の算すべき理由により宿泊客に契約した客室を提供出来ないときは、天災その他の理由により困難な場合、第4条により契約解除を行つた場合を除き、宿泊者の了解を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設をあてにするものとします。この場合には、客室の提供が出来なくなつた日の宿泊料金を含む、その他の宿泊料金はいただけません。

(特約宿泊客賠償責任保険)

第14条 当荘は、全宿泊客を被保険者とする旅館宿泊客賠償責任保険契約を開始しております。